

ハヤヨミ！ 看護政策 No.404

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2023年10月18日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

新型コロナの診療報酬上の 特例の影響など議論 — 中医協総会 —

公開可

◎新型コロナの診療報酬上の特例の影響など議論

中医協総会

9月27日に中医協総会が開催され、①診療報酬基本問題小委員会からの報告②最近の医療費の動向（前回報告の補足）③高額医薬品（認知症薬）に対する対応について事務局から説明があり、①については質疑なく承認された。②では、診療側委員から、「令和4年に医療費が伸びた背景には、オミクロン株によるコロナ患者の急増、不妊治療保険適用など、これまでにない要因が影響していることが今回の資料で明確になった。医療従事者の安全、医療の質を確保するため、今後も追加コストの継続的投入が不可欠。コロナ特例は臨時対応であり、継続対応は不可能。物価高騰は医療機関の経営だけではなく、医療従事者全員の生活にも直撃し、処遇改善の原資も必要。医療費の伸びから医療機関の経営状況を判断するのは時期尚早」とした。保険者側委員からは、コロナ特例の影響をみるために示された「一人当たり日数、一日あたり医療費、一人あたり医療費」の資料は適切。診療報酬はサービスの対価であることを考えると、「一日あたりの医療費」が特に重要。医療経済実態調査結果も重要であるが、コロナ特例を差し引いても、1日あたりの医療費は年々増加傾向であることを改めて指摘したいとの意見があった。③では、本剤の具体的な薬価算定方法について薬価専門部会において検討し、その結果を総会で議論すること、通常薬価算定で評価していないデータの評価（介護費用）の取り扱いについては、費用対効果評価専門部会で介護費用の分析の議論を開始したことも踏まえ、薬価専門部会及び費用対効果評価専門部会で議論を行い、その結果も踏まえ、総会で議論すること、本剤における検討は、薬事承認から90日以内に薬価収載が行えるよう、議論を進めていくとことではどうかという事務局提案について、異論なく承認された。（執筆：木澤常任理事）

◎かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討について など議論

医療部会

9月29日に医療部会が開催され、①かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討について②令和6年度診療報酬改定の基本方針の検討について議論

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

された。事務局から①について、かかりつけ医機能の報告および同報告に基づき地域で協議を行い、医療・介護の各種計画に反映する制度整備の概要が説明された。また詳細を検討するための検討会「国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会（新設）〔親検討会〕」と、その下に「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会（新設）」「医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会（既設を改編）」の2つの部会が設置されることなどが報告された。親検討会と新設の部会には吉川常任理事が参加することとなった。

①では、かかりつけ医機能が発揮される制度整備について、かかりつけ医機能が十分に担保されて、多くの国民・患者にメリットのある仕組みにしていくことや、かかりつけ医教育・研修の充実、処遇改善やキャリアパスの構築支援は非常に重要で、その財政支援措置・財源についての配慮の要望、医療機能情報提供制度およびかかりつけ医機能報告制度の趣旨・メリットについて、国民・医療機関などに分かりやすく説明してほしいとの意見があった。

②では、井伊副会長より、「タスク・シフト/シェアの推進」「専門性の高い看護師の活用」「質の高い在宅医療・訪問看護の確保」について具体的に書き込むよう要望した。加えて、病棟・外来・訪問看護などが連携して効率的に質の高い医療を提供することや、外来における療養指導などにより重症化・再入院を防止することの重要性を述べ、重症化予防や、外来における療養指導の重要性について書き込むことを求めた。また、井伊副会長は、具体的方向性の中に「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価」と記されていることについて、「かかりつけ医機能」は医療機関の機能であり、医師だけでなく看護師などの医療従事者により担われるものなのだから、法律通り、単に「かかりつけ医機能の評価」とするよう意見した。この点に関しては、他の委員も同調し、これまで「かかりつけ医」の話はしておらず整理が必要、かかりつけ医機能とかかりつけ医の機能は全く別物であり整理が必要との意見が出された。（執筆：木澤常任理事）

◎オンライン資格確認等について検討

医療保険部会

9月29日に医療保険部会が開催され、①オンライン資格確認等について②令和6年度診療報酬改定の基本方針の検討についてなどが議論された。①では、訪問看護のオンライン請求・オンライン資格確認のスケジュール、義務化の経過措置、訪問看護事業所への周知策と財政支援策などが説明された。これに対して任副会長は、訪問看護の現場には理解が浸透しておらず、本会としても関係団体と連携して周知を展開するが、国にも一層の周知などの支援を行うよう要望した。事業者への周知・支援などについて委員から、訪問看護事業者は小規模なところが多いため、財政支援とともに技術的な支援も重要、導入にあたっては事業者や患者に混乱が生じないように、丁寧に周知をしてほしいなどの意見や、経過措置は真にやむを得ない期間に限るべきとの意見があった。

②では、任副会長は「タスク・シフト/シェアの推進」「専門性の高い看護師の活用」「質の高い在宅医療・訪問看護の確保」について具体的に書き込むよう要望した。加えて、病棟・外来・訪問看護などが連携して効率的に質の高い医療を提供することや、外来における療養指導などにより重症化・再入院を防止することの重要性を述べ、重症化予防や、外来における療養指導の重要性について書き込むことを求めた。その他、次回改定は物価上昇・賃金上昇を十分反映したものであるべき。処遇改善しないと他の産業に人材が流出するということが実際に起きており、賃金（上昇分）をしっかりと確保してほしいなどの意見があった。（執筆：木澤常任理事）

◎令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点など議論

介護給付費分科会

10月11日に介護給付費分科会が開催された。令和6年度介護報酬改定に向けて、①令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和5年度調査）の結果（速報値）②令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（案）③介護報酬改定の施行時期について議論された。

本会からは②について、介護サービスの利用者で医療ニーズが高い方、さらに看取りへの対応に対しては、看護職などの医療専門職による対応体制が不可欠であり、看多機のようなサービスの推進や、各施設・事業所の利用者の状態に応じた看護師などの配置充実を進めることが重要であると発言した。また、介護サービス領域での看護職員確保に向けた処遇改善が喫緊の課題であり、賃金引上げへの対応の必要性を指摘した。③については、介護サービスの利用者の多くは外来受診など医療も利用していることや、訪問看護のように利用者の疾患や状態像によって介護保険と医療保険を行き来することなどから、利用者にとっての分かりやすさを第一に考え、介護報酬も診療報酬と同じ6月とすることが適切である、事業所にとっても両保険で改定期が異なる場合に取り扱いの混乱が生じうると発言した。改定の施行時期については、委員間で意見が分かれており、引き続き検討される。（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。